

吉賀町交流研修センター（加工室） 利用の手引き

吉賀町交流研修センター 吉賀町真田 1121 番地 12

吉賀町 〒699-5301 島根県鹿足郡吉賀町柿木 500-1
吉賀町役場産業課 TEL0856-79-2213

令和3年7月

吉賀町交流研修センター（1階）について

■ 施設概要

- (1) 名称 吉賀町交流研修センター
- (2) 位置 吉賀町真田 1121 番地 12 ほか 2 筆
- (3) 構成 1階 研修室 1 室、調理実習室 1 室、宿泊研修室 9 室、加工室 1 室

■ 設置の目的

吉賀町交流研修センターは、学習及び研修等の交流拡大による地域の活性化を図るとともに、町内農産物等の付加価値向上及び地域特産物の開発を行い地場産業の振興を図るため設置されました。

■ 主な事業

- (1) 吉賀町での学習及び研修事業
- (2) 農産物等を活用した加工技術及び知識の習得向上による特産物開発の推進事業
- (3) スポーツ合宿受入事業

■ 加工室の営業許可

営業許可申請者・届け出：吉賀町

- (1) 営業許可
 - ・飲食店営業
 - ・そうざい製造業
 - ・菓子製造業
- (2) 製造届出
 - ・漬物製造

製造する種類について別途保健所への届出が必要なので事前に産業課に相談してください

.....

目次

○加工室の利用にあたって

1. 利用の許可
2. 利用の条件
3. 申し込みについて
4. 施設を利用できない日
5. 利用のきまり
6. 利用の流れと留意事項
7. 利用後の届出
8. 料金の支払いについて
9. 売り上げ報告について
10. 利用の停止について

○加工室の利用にあたって

1. 利用の許可

- ・ブランド化推進員の技術講習を受講した方
- ・面談により、製造、販売意欲があると判断された方。
- ・加工室利用に関する説明を受けた方。
- ・PL 保険等の賠償責任保険に個人またはグループで加入されている方。
(毎年更新時に、証明書のコピーを提出していただきます。)

上記の条件を満たした方に利用の許可を出しますが、最初はブランド化推進員と共に利用し、技術的、知識的に問題がなければ個人での利用を許可します。

2. 利用の条件

- ・町内農産物等の付加価値向上及び地域特産物の開発を行い、地場産業の振興に資すること。
- ・加工室で製造する加工品については施設の過失によるものを除いて、製造者が責任を負うこと。
- ・食品衛生法や食品表示法などの関係法令を遵守して製造すること。また、食品衛生上の危害の防止に必要な事項に関する記録を作成し、加工品の保存期限に応じて記録を保存すること。
- ・毎年度 1 回以上の食品表示、食品衛生に関する講座それぞれに参加すること。

3. 申し込みについて

利用の前日の 17:00 までに研修センター (77-1328) に電話をし、空き状況等を確認してください。当日、加工室利用申請書に記入してください。

加工室の使用時間を超えて野菜乾燥機を使用する場合は、使用時間(予定)をご記入ください。

4. 施設を利用できない日

1 2 月 3 1 日～翌年 1 月 4 日

その他の諸事情により利用できない日があります。

5. 利用のきまり

■利用時間

午前 8 時 0 0 分から午後 9 時 0 0 分

イベント等で利用される場合は、ご相談ください。

■入退室

加工室への出入りは決められた場所のみから行き、退出時及び非常時を除いては加工室からその他の部屋への出入りを行わないでください。

■扉、窓の開閉について

ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐため、出入り口、網戸のない窓、網戸は開けたままにしないでください。

■製造・販売にあたって

加工室で製造し販売する加工品については、食品衛生法や食品表示法などの関係法令を遵守してください。事前に専門家の指導・助言を受けてください。

■駐車場所

交流研修センター正面側に駐車してください。

材料の搬入のために加工室入り口に車を回すことができますが、駐車の際は移動をお願いします。グラウンドからの車の乗り入れはしないでください。

■設備・備品

設備、備品は大切に取り扱い、万が一破損した場合は必ず管理人もしくは産業課に届け出てください。

許可なく、持ち出しはしない。

調理実習室の設備、備品を加工室で使用しない。

6. 利用の流れと留意事項

- ①正面入り口から入り、管理人に使用開始を伝える
- ②加工室出入り口から入室、スリッパへ履き替える
- ③休憩・更衣室で着替える
- ④手洗い後、長靴に履き替えて加工室へ入室する
 - ※水道からさびが出るため、使用前には一定時間放水してください
- ⑤加工作業開始
- ⑥加工作業終了
- ⑦使用した機械、器具を洗浄、加工室を清掃する
 - ※洗った器具は水気をふきとるか、乾燥機で乾燥させてから収納してください
 - ※ふきんは洗濯機で洗って干しておいてください
- ⑧チェック表を参考に火の元、戸締り、消灯、機械の電源を切ったことを確認する
 - ※ 持ち込んだ原材料やゴミは全て持ち帰ってください
- ⑨研修室側出入り口から管理人に退出を伝える
- ⑩加工室出入り口から退室する

7. 利用後の届出

加工室の利用後に加工室使用実績報告書を研修センターの管理人に提出してください。

8. 料金の支払いについて

施設使用料は、後日送られてくる納付書で支払ってください。

料金：4時間以内1,050円、超過1時間（超過1時間に満たない場合も1時間とみなす）ごとに260円を加算

※同日に2人以上使用された場合、それぞれ別に料金を支払っていただきます。

※使用料の減免：

- ・ 免除

吉賀町地域ブランド化協議会をはじめとする関係機関からの依頼に基づく商品開発のために加工室を利用する場合。

- ・ 減額

加工品の主要材料に町内産農産物を活用する場合。

(4時間以内520円、超過1時間ごとに130円を加算。)

9. 利用の停止について

吉賀町交流研修センターの利用の決まりや、この利用手引きが守られていない場合は、守るよう改善を求め、改善されない場合は一時利用停止または許可を取り消します。